

議案第 3 1 号

山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定
について

山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

令和 7 年 1 0 月 2 3 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則
山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則（平成 2 7 年教育委員会規則第
2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「ただし、学校給食費については、現物給付とする。」を削
り、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、学校給食費については、現物給付とする。ただ
し、山陽小野田市学校給食費に関する条例（令和 2 年山陽小野田市条例第
4 0 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、保護者から条例第 2 条
第 2 号に規定する学校給食費の納付があった場合は、就学援助費の支給の際
に、指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則新旧対照表

改正後	改正前
(支給要件) 第10条 就学援助費は、第7条の規定により認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。 2 就学援助費は、前条各号に掲げる日に、認定された者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。 3 <u>前項の規定にかかわらず、学校給食費については、現物給付とする。ただし、山陽小野田市学校給食費に関する条例（令和2年山陽小野田市条例第40号。以下「条例」という。）第6条の規定により、保護者から条例第2条第2号に規定する学校給食費の納付があった場合は、就学援助費支給の際に、指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。</u>	(支給要件) 第10条 就学援助費は、第7条の規定により認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。 2 就学援助費は、前条各号に掲げる日に、認定された者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。<u>ただし、学校給食費については、現物給付とする。</u>